

1. 議事日程

〔平成23年第3回安芸高田市議会9月定例会第4日目〕

平成23年 9月12日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
6番	水 戸 眞 悟	7番	先 川 和 幸
8番	山 根 温 子	9番	宍 戸 邦 夫
10番	山 本 優	11番	前 川 正 昭
12番	秋 田 雅 朝	13番	赤 川 三 郎
14番	青 原 敏 治	15番	金 行 哲 昭
16番	入 本 和 男	17番	今 村 義 照
18番	亀 岡 等	19番	塚 本 近
20番	藤 井 昌 之		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

15番 金 行 哲 昭                      16番 入 本 和 男

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企画振興部長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治	教 育 次 長	沖 野 和 明
消 防 長	光 下 正 則	会 計 管 理 者	森 川 薫
八千代支所長	藤 本 宏 良	美土里支所長	小笠原 義 和
高宮支所長	藤 井 静 雄	甲田支所長	益 田 茂 樹
向原支所長	岡 崎 賢 志	総 務 課 長	杉 安 明 彦

行政経営課長 西岡保典 政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開議

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は19名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において15番  
金行哲昭君及び16番 入本和男君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。質問方法は、一問一答方式と  
し、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆  
質問に対する答弁は持ち時間には含まれません。なお、一つの質問を終  
え、次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確に  
わかるようお願いをいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

18番 亀岡等君。

- 亀岡議員 市民クラブの亀岡等でございます。通告をしております人口増対策に  
ついて市長に伺います。

この場で、人口減少の歯どめをと言った方が適切かとも思っております  
が、増加しなければ歯どめがかからないのではないかと考え、あえて  
人口増対策と申し上げております。

御承知のように本市の総合計画の基本構想では、来る平成26年の人口  
目標は3万5,000人となっております。しかし、実際には合併後も年々人  
口は減少している現状であります。広島県が行っている人口推計では、  
平成27年の本市の人口は3万人を割ると推定をされております。現在の  
状況は、その推計どおりと言える状態で推移をしております。

市におかれましては、こうした現状を深刻に受けとめられ、昨年10月  
には総合計画の見直しを図られ、取り巻く情勢の変化に的確に対応して  
いくとして、本年の3月、総合計画後期5カ年の基本計画が示されている  
ところでございます。

注目をいたしておりますのは、この見直しを行うに当たっての計画策  
定の考え方でありまして、そこでは現状を厳しく認識しその解決はここ  
にあるとして、次のように示されております。少子高齢化対策は大きな課  
題。その課題解決に向けた施策なくしては限界集落も出てくる。人口減  
少に歯どめをかけることが行政最大の課題であり、こうした対策こそが  
真に住みよいまちづくりにつながると同時に、行政改革財政健全化に寄

与するものと考えたと明言され、そのための広範の分野に渡る施策の推進を強調されているところでもあります。私はそうしたことはまさに的を得ており、この計画が確実に実施されるよう大いに期待を持って受けとめております。

しかし、そのような重大な決意のもとに見直しされた計画の市民への周知、とりわけその根本にある人口減少の歯どめの考え方については市民への周知は全く手づかずの状態にあると思います。もとより、これから取り組まれるとは思いますが、これからの時代は主役は市民と言われる時代。特に本市は市民と行政の協働のまちづくりをモットーとしている市でもあります。行政施策は行政が主役であることは言うまでもありませんが、施策の向上やその効果だけでは人口増は十分に図ることはできないのではないかと思います。このような場合、市民がその気になることは大事ではないでしょうか。市民には市民としての役割があります。そこを信じて頼っていくやり方も具体的にはあってもよいのではないかと考えております。基本計画の見直しを機会に、人口減少の歯どめ、要するに人口増対策について全市民に協力を呼びかけられてはいかがでしょうか。市長の御所見を伺います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。ただ今の亀岡議員の御質問にお答えをいたします。

安芸高田市におきましては、合併以来人口が減少しており、平成17年の国勢調査時に3万3,096人であった人口が、平成22年の国勢調査の速報値では3万1,497人となっております。議員御指摘のとおりであります。ちなみに、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、平成47年には、広島県全体で48万人の人口が減少すると推計をされております。これは、現在福山市の人口にほぼ匹敵するものと言われております。そうした状況下におきまして、本市の人口は、平成47年には2万3,000人程度まで減少すると推計をされていることから、人口増対策は、地域を維持していく上からも、非常に重要な課題と考えております。

広い意味で言えば、行政施策すべてが人口増対策ということではありません。とりわけ現在、空き家情報バンク、結婚サポート事業、子育て・婚活支援団地整備、ファミリーサポート、多文化共生事業等、本市特有の魅力的な文化的財産や産品等のブランド化による人口交流の拡大及び雇用創出を目指す「未来創造事業」等、さまざまな取り組みを行っているところでありますが、議員御指摘のとおり、定住促進には、単に行政施策だけでなく、地域との協働、地域の受け入れ体制が不可欠であると考えております。

例えば、空き家バンクの情報にいたしましても、地域に空き家がふえ続ける状況であっても、登録件数が余り増加しておりません。空き家の増加等も地域の課題としてとらえていただき、情報提供や活用策の検討

等、市民と行政の協働で定住対策を進めていく必要があると考えております。また、私たちを含め、安芸高田市に住む者が地域の歴史、文化、自然等のよさを認識いたし、自慢できる地域づくりを行っていくことが必要と考えておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 御所見を伺いましたが、大筋では全く同感でございます。ただ具体的にということになりますと、細々とした考え方を示しあてていかなければいけないのじゃないかと、この質問に当たりそう思っているところがあります。この件についてどうでしょうか。私はですね市長のほうから市民の皆さんに定住者を招く一人一人が活動員になってくれんかというような率直な呼びかけをしていただきたい。この問題はそんなに簡単に定住者をどんどん得ていくような問題ではございません。しかしですね、この重要性を先ほど申し上げましたように、ほんとに市民の皆さんに訴えていく。そこに反応があろうがなかろうが、やはりこういう問題については問題の重要性をしっかりと認識をしていただく、私はそこから始まってくると思うんですね。反応がなくて、またそういった取り組みがなされず定住者が少ないとしても、こういった市の基本的な方針や考え方に理解をいただければ必ずそのことは次に向かって大きなプラスになると。そういう結果として出てくるというふうに私は思いますが、そういった点については、市長いかがお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全く議員と同感なことを言ってるんですけど、我々が口頭を通じて市民の方に訴えとるわけですけど、それが周知しているとは私も思っておりませんので、さらなる周知の仕方をしっかりしていかなければいけないと思います。とりわけ今議員御指摘のように、地域に定住促進員を配置してはどうかということでございますけど、これ1つの提案でございますので、これもひとつ検討してみたいと思いますけど、要はこの施策全体が行政だけじゃなしに地域と住民と行政と議会もですけど、情報を共有しながらしっかりやっていくことが大事だと思っております。決して我々も地域との協働とかいうことをおろそかにしているわけではございませんので、これを契機にしっかりと情報活動、または地域定住促進員等の設置を含めまして、今後検討していきたいと思っております。我々は事業の効果が出ないと何にもならないので、行政だけではしんどいございますので、住民の方々の協力を得るような仕組みを考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 定住をしていただくということは、その人の人生にとって極めて大きな転換を図るわけですから、決して容易なことではございません。しか

し、それを求め進めていく側にとってこの考え方というのはいろいろありますが、私はこれからは田舎の時代だと。田舎に住んでいる者にとってはそういったやはり自信を持ちたいと思うんですね。その点については、先ほどから市長も強調しておられますように、そう言える政治と地域社会を市民と一体となつてつくりはしていくと。こういうふうに努力をしていきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 我々、安芸高田市のまちづくりを行う前に、地域の資源とかいわゆる文化芸術とかいうことをちゃんとみんなに訴えていかなきゃいけないと。こういう田舎の時代というのはそういう意味だと思いますけど、自然環境のよさとかこういうものを訴えながら、また定住に結びつけていきたいと。そのためにはこの地域にいいところのPRをもっともっとしていかなきゃいけないということでございますけど、全く同感でございます。地域の文化の共有とかいろんなことを訴えていきたいと思います。

現に今、広島市内の方々でも田舎に住んでみたいという方もございますけど、これらを受け入れ体制をうまくすることによって、さらなる定住率を高めていきたいとかように思います。どういうことをやったらいいかというのはこれからも考えていきたいと思いますが、我々安芸高田市のいいところをやっぱししっかりとPRしていくことも大事だと思っております。老人がおるから高齢化が高いから悪いというんじゃないし、高齢化率が高いからむしろいいんだというような発想のもと、まちをPRしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 持ち時間がありますので、わかりきったことをくどくお伺いをしていきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、一口に言いますと、市民の皆さん総参加で人口の減少歯どめをせないけんということを意識してもらい、その方向に努力をしていただくと。そういった体制ができれば、市民総参加のキャッチフレーズで人口増に努めると言えるそういう体制ができれば、先ほども市長も申されましたが、結婚サポート事業の成果にしても出やすくなるんじゃないかと。今、将来に皆さん本当に失望とは言いませんが、暗い感情を持っておられる農業の振興についても日差しの見える明るさが出てくるその源になるんじゃないか。すべてのことはそこに住む住民がそういったことも含めてみんなで手を組んで前途をどう考えていくかにかかっていると私はこのように思っております。もちろん行政と一緒にあってですよ。地域振興会もそのためにあると言いたいところでもあります。ただしそこに火をつけていくのは、やはり行政の役割ではないかとこのように思っておりますが、この点、市長いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まことに最もな話でございますけど、住民の方々をいかに、住民の方々に意見をどういう手法で吸収していくかということでございます。民主主義の世界では、議員さん方も住民の方々を代表されているわけですから、皆さん方の意見を聞くということも住民の意見を聞くということ。また行政懇談会でも同じこと。直接一緒に全部集めてやればいいんですけど、そういうことは可能、不可能なんで、どういう手法をとっていかに住民の方々の意見を聞いていくかということだと思いますけど、我々もいろんな工夫を凝らして聞いていきたいと思っておりますので、いい意見があったらまた提案してもらいたいですけど、このようなことを行政が一丸となって市民の方々の負託にこたえるべく、意見の聞き方というのはこれからも勉強していきたいと思っております。御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 先ほども市長が申されましたので、同様のことを強調するようになりますが、定住者を得るには施策が基本的にももちろん大事なことは申すまでもございません。同時に地域の特性もその大きな要素となります。本市の場合は、そうした条件は私はほんとに多く恵まれているんじゃないかこのように思っております。

私の関係したことを少し申し上げて失礼ではありますが、私の住んでいる地域にでも従来の戸数12戸のところ5戸の定住者を迎えました。1戸はまだ家ができてまだそこに住居はされておられません、要するに5戸目の家ができています。いずれも自分が心を決めて定住するということでその費用は自費でやりますし、言ってみれば民活ですね。民間活力で来ていただくということでございますが、皆さんが見ていただいて定住していただいた方に失礼な面もあるかもわかりませんが、こういったところにも町から人が来て住んでくれるんかというふうに感じていただくと思うんですね。決してよい条件ばかりの地域や環境とは思っていただけないのではないかと。しかしそこにもよさがあるんですね。私はそこにあるよさをしっかりと申し上げて共感を得たというか、そういう結果来ていただいたと。非常にありがたく思っておりますし、また人の生きていく考え方はいかようにもあるんだなということを実感をいたしました。

まずは先ほど申し上げましたように、全市民にその気になってもらい、可能なことから手がけていただく。それが大事であり、まずは先決ではないかと考えております。申し上げましたように時間もございますので、市長のこれについての所見もいただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同じ回答になるかもわかりませんが、許してもらいたいと思いますけど基本的に市民の方々に全部この今のまちづくり、定住対策を理解してもらおうということは同感で、これはちゃんと広報を通じてこれからもしっかりやっていきたいと思っております。またこの安芸高田市のいいところもちゃんとPRするようにしていきたいと。いろんなこれはインターネットとか周辺の方とかそういう方に対しての情報提供をしていきたいと思っております。これらを総合的に、それと社会資本の整備でございますけど、上水とか下水道とかの整備もこれからも続けていきたいと思っておりますけど、こういう諸条件を整えることが定住につながっていくんじゃないかと思っております。

来年度からちょっと予定していますのは婚活住宅というのがございますけど、これは若い人に定住していただくために、そういうような住宅を安い値段で提供していきたいというような施策の展開もこれから考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、市民の方が全部味方についてくれたら、これ強いことないんで、合併してからこのことが1番課題なんで、今までこういうことがどの行政もですけど、どうしたらできるかということは非常に大きな課題なんで、みんなで一緒に考えていきたいとかように思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 先ほど議会に対する期待について市長のほうから御発言がございました。私は議会でもいつも主要な問題について議論していきたいと。前途にことある主要な問題ですね。人口問題もその1つの大きな柱だと考えております。私も申し上げながら議員の1人でありまして、市の将来のことは任せてくださいと、力を振り絞りながらも言ってきた1人であります。議会は当然この問題に先頭に立ってやっていかなきゃいけないということは、これから議会の中で皆さんに提唱して議論を深め取り組みを実現していきたいというふうに思っております。先ほど私の経験を少し申し上げましたが、1人が議員が定住者を5軒招けば、定数が20なら100戸ですね。2人平均して来ていただいても200人と。非常に大きいですよ。現在のところの計算で地方交付税1人当たり財政貢献は大体1人30万円としても6,000万円の財政貢献ができるわけでありまして。議員は率先してやるべきでありますし、そのことを訴えて皆さんの信託を得ておるわけですから、これは当然のことと思います。やはり先頭には市側の皆さんと私たち議会が必死になって物事にあたっていくということが大事であることは申し上げるものでもございません。

いずれにいたしましても、この重要な問題が市長もほとんどは同感の答弁をいただきました。具体的には対策の中身についてはこれから取り組んでいくわけでありまして、非常にその点ですね、前向きな答弁をいただいておりますので、私たちも市長に負けないようにこれからこの



問題について対応していかないけんとかのように思っております。市長の言葉尻をどうこう申し上げるわけではありません。市民の皆さんがよって立つところは、やはり市の行政ですね。組織がございませんので、全市民は皆市長を中心に担当していただいております市の幹部の皆さん、職員の方達だとかのように思っております。

今後それぞれの立場でしっかりと活動していかないけんとかいうことをさらに申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で、亀岡等君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番、宍戸邦夫でございます。通告に基づきまして、教育長そして市長にお伺いをいたします。

私はスポーツとまちづくり、特に若者定住について質問をさせていただきたいと思っております。今、安芸高田市は相当スポーツに関して力を入れているというふうに感じております、これももちろんサンフレッチェサッカー、そして湧永のレオリックのハンドボール、こういうものを通じた多くの青少年のスポーツ活動に取り組む姿勢が大きいと、こういうふうにも感じておるところでございます。そしてまた神楽甲子園についてももちろんそうでありまして、いろんなスポーツにかかわるカヌーとかゲートボールはもちろんありますが、いろんなスポーツが盛んに行われている。こういうことは私もしっかり認識をしております。

このたび昭和36年に制定されましたスポーツ振興法というのが50年ぶりに全部改正をされまして、スポーツに関して基本理念を定めて、また国及び地方公共団体の責務、そしてスポーツ団体の努力などを明らかにする。こういったようなものが盛り込まれたスポーツ基本法がこの8月24日から実施されております。50年ぶりといいますから、相当古くからこのスポーツについてはいろいろと全国的な関心に基づく中で活動しておられまして、安芸高田市ももちろんそんな市の1つであります。そういった振興法が変わりまして基本法となったというのをきっかけに、今安芸高田市は平成19年から20年にいろいろな会議を開かれまして、安芸高田市スポーツ振興計画というものを設立されました。21年から30年の10年間を計画として、5年ごとに見直しをしていこうということになっております。しかし先ほど申しましたように、スポーツ振興法が基本法に変わったということ、これは基本的には余り変わってはいないと思っておりますが、名称が変わったということ。そしてその中には今までなかった8項目の基本理念が盛り込まれていること、そういうふうなことから考えたときにこの内容をよくよく参考にしますというか考えられまして、この今ある新興計画というものを見直す必要があるのではないかとこのように思いますが、まずそこを教育長にお伺いしたいと思っております。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の宍戸議員の質問にお答えをいたします。

スポーツ振興計画は、先ほども話がありましたけれども、昭和36年6月に公布された「スポーツ振興法」に基づきまして、市の総合計画やあるいは新教育戦略を踏まえて、スポーツ振興会議から建議をいただきまして、平成21年3月に策定したものでございます。

御指摘のように、平成30年度を目標年度として定めまして、「スポーツでつながるライフステージ安芸高田」を基本理念に、1番世代ごとのスポーツ活動の推進、2番スポーツ団体・指導者・ボランティアの育成支援、3番目にそしてスポーツ活動を行う環境整備の三点を目標に施策展開するように計画したものでございます。本計画は5年を目途に見直しを行うこととしておりますが、「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」として全面改正されました。これを受けまして、早期に見直しが必要となりましたら、改めてスポーツ振興会議に諮問をし御審議いただいた上で、見直しをさせていただきたいと考えております。

今後、国や県の動向も見ながら判断をしてみたいと考えておるところでございます。どうぞ御理解のほどお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 この法律を読みますと、経過措置というところがございますが、今のつくられている振興計画が即読みかえるといえますか、そのまま継続するというのもできることはできるようにはなっておるように思います。ただしかし、私が特に申し上げたいのは、この安芸高田市がスポーツ的に環境に恵まれているサッカーのサンフレッチェ、ハンドボールの湧永レオリック、そういうふうな主なスポーツとしてそういうものが挙げられるわけですが、そういう環境の中にあって、特に私はこのまちづくりにこのスポーツというものを積極的な取り組みをすべきではないかというふうに思うんです。先ほど同僚議員の中にも若者定住といえますか、人口増というのがありましたけれども、私はこのスポーツというものをある程度まちのスポットカラーにしてまちづくりにしていけばというふうに思うわけです。

市長さんは市民総ヘルパー構想といって、これは現在住んでおられる方たちの連携を強化していこうとこういうことでございますけれども、スポーツ構想というふうなものも必要なことでもあるというふうに思います。そこで今教育長さんが申されましたけれども、スポーツのこの振興計画を見直そうと、こういうことを言うておられます。今現在ある安芸高田市スポーツ振興会議設置要綱というものがございまして、メンバー12人で構成されておりますが、当然このスポーツ振興会議という名称でもいいとは思いますが、ここで考えていただきたいのは、もう少し法的効力がある振興会の審議会というふうな名称を持って安芸高田市としてこのスポーツをよりもうちょっと高度なと言いますか、行政的

に質の高いものにしていった方がいいのではないかというふうに思います。会議と審議会とそう違わないというふうに解釈されるかも知れませんが、法的効果を持ったものにしていくということが私にはいいのではないかなという思いがしております。そこらについては、これは当然教育委員会のほうで議論されるだろうとこういうふうに思いますので、その点についても1つの私の意見として申し上げておきたいとこういうふうに思います。

それからもちろん読みかえができるわけですが、この9月9日の定例会のときにも体育指導員という名称がスポーツ推進員に変わると、これ見出し規定がありますので、今まで体育指導員と言っていたのがスポーツ推進員とこういうことになります。こういうところも当然推進者の皆さんの意志を高めていただくための研修なり、そして基本法が変わったこの理念をしっかりとそういう指導員の皆さんにもよくよく十分理解をしていただき、そして積極的な活動ができるようにしていただければと思うわけです。これはもちろん体育指導員さん、今では推進員さんの力をしっかりと尊重しながら、これからの安芸高田市のスポーツ活動に努力していただければと思います。

次に、これと大きくかかわる問題をもう1点。スポーツ少年団、教室もありますけれども、活動と行政のかかわりについてお伺いしたいと思います。

今、安芸高田市のスポーツ少年団の登録が8月31日現在、体協でいただいたんですけれども55団体ございます。これにかかわる団体が剣道、柔道、空手、ハンドボール、野球もちろんテニスもバスケットもいろいろあるわけです。そういう団体を安芸高田市の場合はスポーツ少年団の1つのくくりとしてまとめておられるようでございます。それがここにかかわる小学校の児童が376人いらっしゃいます。そして中学校では497人今いらっしゃるわけですね、55団体の中で。小学校の生徒がこの教育要覧、市の教育委員会が出されておる23年度版で見ますと、生徒は1,474名おられます。小学校の25.5%がこのスポーツ少年団に登録して活動をしているという状況でございます。そして中学校は497人が団員として活動しているという実態があります。中学校の生徒は安芸高田市の場合768人、よって64.7%がこのスポーツ少年団に関与している、そして活動しているという状況でございます。そういった状況を考えたときに、総合的には小、中学校合わせて38.9%、40%の児童生徒がこのスポーツ少年団に加入し、日ごろからの活動をしているという実態がございます。そういうことからしても、これは私は社会教育として占める割合というのは相当大きいと思います。と言う事を考えた時に、スポーツ少年団の活動はボランティアである指導者に基づいて日々努力をされておるわけです。

そういったところに関して、私は21年の9月の議会に教育長さんに質問をいたしました。ボランティアの指導者の活動をどう評価しておられ

るか。そしてこうした学校教育以外の教育振興についてどう考えられておりますかということをお聞きしたわけですが、その時に教育長さんは、多くのボランティア指導者の活動でスポーツ活動においては多くの子どもたちの健全育成だけではなく、全国大会へ出場などさまざまな大会で優秀な成績をおさめ成果を上げています。ボランティアをしていただくため、条件整備については努力したいと思います、こう答弁していただきました。もちろん市長さんも一生懸命頑張ります、こういうことも言っていたらいいと思います。そういった状況の中であって、私が今言いました占める割合から言ってもスポーツ少年団の存在意義、社会教育分野について相当大きいと思います。これはもちろん平素ボランティアが家庭的な犠牲もあろうと思いますが、ほんと並々ならぬ努力の成果としてこの全国大会へも参加ができるような安芸高田市になっております。私も何度か全国大会の壮行式に出席をさせていただきました。後でお答えできればお答えしていただきたいと思うんですけども、この壮行式に全国大会へ参加した児童生徒が22年度でもいいんですけど、どのくらいいるのかなと思います。私はこの全国大会へ行くことのみがいいとは思いませんけれども、それくらい成果が出ているということをお聞きしたい。そのためには平素からボランティアの人がどれだけの指導力を発揮して指導しておられるかということが裏で我々が考えなくちゃならない、行政としても考えていただきたい要素の1つだろうと思います。ですから全国大会に行くのがいいというばかりじゃないと思いますけれども、そういった子どもたちが安芸高田市には多いと。私は全国的に調査をしたことはございませんが、この近隣の市町さん、3万2,000人を切る人口の中において相当の全国大会へ参加する率の高いまちがあるというのは余り例がないのではないかなとも思います。これはもちろん教育委員会のスポーツ振興計画に基づく成果でもあろうし、また市としての行政の進め方にも大きく影響しているということはお聞きしたいと思います。例えば、今度ありますけれどもサッカーのスポンサーのゲームにしても、レオリックの大会でもバスツアーを借り切って積極的に応援に行っていると。こういうふうな実態というのも他の市にはあるのかなという感じがいたします。その点について教育長さん、そして市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の、穴戸議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど穴戸議員が話されましたように、スポーツ少年団は、平成23年4月現在で55団体、565名が11種目の競技活動を行っております。スポーツ少年団活動につきましては財政的な支援といたしまして、補助金を173万1,000円を交付しておるところでございますが、各団体の自主性を大切に活動を行っていただいております。

基本的に指導者に対します支援ということでございますが、一番は基

本的に私もスポーツ少年団の指導を長年やったことがございますけれども、お金をもらうというよりも自分でボランティアをやってそこまでできたということが一番の誇りでございます。ただそうは言いましても、活動するための器具の問題であるとか、あるいは旅費の問題であるとかについての財政的な支援につきましては現在173万1,000円でわずかなお金ではありますけれども、私はその中でできておると思いますし、スポーツ少年団に入っておる保護者の皆さんもお世話になっておると同時に自分たちの子どものためにとということでの参加金も出していただいております。

もう1つは、学校体育の中で勤務時間が決まっております勤務時間以上に学校でやらないと地域に帰ってスポーツ少年団活動がこの田舎ではなかなか難しい状況があります。そういう場合には、学校でスポーツ少年団活動をつくっていただきまして、そこで指導者に指導してもらうというような方法も講じながら、例えば、御存じの甲田中学校のハンドボール部等につきましては下校時間が5時前になっておりますので、試合前は少し延ばしますけれども、それ以上やらないと到底広島県でトップをとということにはなりませんので、湧永のレオリックの選手の皆さんに来ていただいて、そして勤務時間以降はスポーツ少年団の指導として指導をしていただいておりますというのが実情でございます。と同時に、それ以外に指導者としての力量を育てていくというために指導者講習会を実施しております、先ほどもちょっと言いましたけれども、湧永以外にサンフレッチェ広島の指導者によります就学前児童への「動きづくり教室」、その他「カヌー教室」とか「BMX教室」と、スポーツが大好きな子ども達を育成するための指導者の力量もつけておるところでございます。今後とも、トップス広島というのがございます、これは具体的に申し上げますと、サンフレッチェ広島のサッカー、それからJTサンダーズのバレー、湧永のハンド、メイプルレッズの女子のハンド、あるいは東洋カープ、広島ガスのバドミントンの選手、NTTのソフトテニス、中電の陸上部、コカコーラウエストのホッケー部等々の指導者をスポーツ少年団の指導者のためにも一般の指導者のためにも招きまして指導者の向上を図るということにも力を注いでおるところでございます。

十分なお答えになっていないところがあるかも知れませんが、今後とも御指摘をいただきました内容につきましては、将来を見通しながらスポーツを通して心豊かに健康に生きる生きがいのある生活が見出せるような市民をつくっていく努力を最大限に進めてまいりたい、このように思います。以上でございます。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 スポーツとまちづくりという観点からお話したいと思いますが、私はこの安芸高田市というところは非常に他の町に比べて誇りに思っ

るんですよ。歴史的があるでしょ。神楽がありますね。それからスポーツのサンフレッチェのサッカーがあつて、レオリックのハンドボールがあると。このことをこれからも安芸高田市のまちづくりにいかに生かしていくかというのが私の課題だと思っておりますけど、このことをしっかり生かしていきたいと。また一方で、このスポーツを通じて子どもたち以外にも生涯学習の場として、いわゆる医療費の抑制とかいわゆる行財政改革にも役に立つんじゃないかと思っておりますので、そういう方面からも支援をしていきたいと思っております。この安芸高田市の両者を携わって非常に誇りに思う点でございますので、これからもしっかり支援をしていきたいと思っております。これをうまく生かすかどうかにつきましてはこれからもしっかりと考えていきたいと思っておりますけど、基本的には安芸高田市に特化したこのことを大事にしながらまちづくりを行っていききたいということでございますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 いろいろ答弁をいただきまして。スポーツ少年団と言いますか、スポーツ活動と言いますか、これは子どもとそして指導者が一体となった取り組み。そしてもちろん保護者の皆さんも送り迎えに相当の時間を労しておられると、これは当然と言えば当然だと思います。今、学校も少子化のために統合をしようという方向に基づいて教育委員会では現地説明会もされています。このことは学校教育はもちろんです。スポーツ少年団の組織運営にも大きくかかわっている問題があります。これ少子化なんです。ですから例えば、ハンドボールをしようとしても、最低7人は必要なんですけれども7人がなかなか確保できないという実態があるわけです。そしてこれももちろん中学校の話も出ましたけれども、中学校も少子化のためにクラブがだんだん少なくなって、例えば野球にしてもテニスにしてもハンドボールにしてもチームが組めない。そういうふうな実態があります。学校クラブ運営については次の質問でさせていただきたいと思いますが、そういった各地域に存在する55団体のスポーツ少年団にも指導者として大きな悩みがある。大会へ行こうにも野球チームがなかなか組めん、よそのチームから借りてこないけん。そういうふうな実態があるというふうにも聞いております。そういった実態っていうのは仕方ない問題もあろうと思っておりますけれども、私はここでちょっと提案をさせていただきたいと思うんです。

スポーツ少年団、各野球チームそれぞれ教育長さん種目が何チームで何チームでっていうことをおっしゃいましたが、それらがある程度統合できるものなら指導者の協力のもと相談のもとに統合しながら運営をしていくということと、それから行政的支援は174万円でしたか補助金を出しているとかいう問題もありましたが、スポーツ少年団の活動拠点に向けて私はバスと言いますか、送り迎えをするようなシステムができな

いものだろうかどうか。夜でしたら保護者の方が送り迎えするんですけど、案外昼も多いんですよ。ハンドボールにしても野球にしても。そういったことに関して統合と同時にそういった拠点に送り迎えができるシステムが幾らかできれば、保護者の人も昼間お父さん、お母さんは勤めながら子どもはそういったクラブ活動といいますか、団活動に積極的に参加できると。そういうところがないために、例えば、サッカーにしてもハンドボールにしても行きたいけど行かれないという子どももいるというふうに聞いております。夜だったら行けるんだがな、連れて行けるんだがなということもあります。そういったことをもう少しちょっときめ細かいスポーツ振興のための行政的支援というものを考えたらどうなんでしょうかと思えます。

私がなぜこれを申し上げるかということは、この社会教育が占める割合というのが大きいと同時に、これは学校教育についても大きく影響している問題だと思えます。例えば、しつけ等も学校では行っていますけれども、社会教育の分野で隣のおじさん、おばさんが言うことはよく聞くという実態もありまして、その地域でできることを指導員として通じてやっている。このことは学校教育にも大きくプラスをして学校教育のレベルも高くなっているような実態にあるのではないかというふうに私は想像しています。教室で騒がないとか落ちついてるとかそういうふうなことを考えた時には、そういったもう少しきめ細かい対応ができないものだろうかというふうなことを思えます。そういうことをちょっとお聞きしたいんです。これも若者定住につながる大きな大事な要因でもあるのではないかというふうに思えます。その点について答弁をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの御質問にお答えをいたします。まず第1番にスポーツ少年団の団員の数が少なくなるので、スポーツ少年団等の統合についてという話がありました。現にこれはあるんです。小学校のスポーツ少年団を各小学校区ごとにつくっておられるんですが、ところが子どもの数がだんだん少なくなりますので、吉田町を考えてみた場合でも3つの野球のスポーツ少年団がありましたが、今現在は2つに統合されておると。八千代町の場合もそういう形で統合されておるといように、指導者の方がこれはスポーツを野球をして自分の心と体を鍛えたいという子ども心をそのままにしておくのはもったいないと。ぜひとも自分たちの協力のもとで1つのスポーツ少年団として活動させたいということで、これは大分進んでおります。

もう1つの問題で、行き帰りの送り迎えでございますね。これについて私の考え方を申し述べさせてもらいたいと思えます。確かに言われますように、親が毎日つれて行くというのがなかなか難しいという家庭があるのも事実でございます。しかしながらもう1つ考えておかなければ

ならないのは、子育てについてはやはり親も責任を持って子育てをするということも大事なので、自分が行かれないときには近くの人をお願いをしたり、また自分が都合がつく時にはその方の子どもさんも一緒に同乗させていく中で、やっぱりスポーツ少年団の方に全部放課後の活動、土日の活動をお任せするんじゃないし、自分たちもその親として参加をし応援をし励まし、スポーツ少年団の指導者の言われることも理解をするということが進まないとなかなかスポーツ少年団の指導者の言われることと保護者の考えておられること、子どもが家に帰って話をすることと保護者がそれを受けとめて考える部分、そごが生じましてうまくいかないこともあります。いい面ではそういう面の支援をしていきたいというふうに思いますし、逆な面で言うたらそういうこともあるわけで、1番大きな問題がチームプレーをするスポーツ少年団の送り迎え、あるいは練習試合ということでございますので、これについてはかなり遠くのほうへ行って練習試合をしなければならないというような場合には、かなりバス代もかかるわけでございます。これはスポーツ少年団全体としても費用の配分ということも考えていっていかなければならないんじゃないかなという気持ちは持っておりますが、できるならば同じスポーツ少年団をやるチームならば、A町のチームとB町のチームが話し合いをしていただいて1つの協会とか中に入っていて活動していただくようにすれば、より効率的な活動ができるんじゃないかなというように思っておるところであります。的確な回答になっておらんかもわかりませんが、いいことであります、反面そういうふうな課題もあるというふうにとらえておるといように御理解いただきたいと思います。

もう1つ、地域の協力でございますが、以前中学校が荒れておった時代がございました。その時に学校の先生についてはなかなか言うことを聞かないけれども、スポーツ少年団の指導者が学校へ行って指導をしますと、レーキをかかったようにその子どもたちはまじめに行動をしたという例をたびたび聞くわけでありまして。それはやっぱりボランティアで指導してもらっておるといことが1つ頭の中に、親もそして子どももあるということと同時に、やはり自分の姿を通してそれを鍛えておるとい意味で信頼関係も同じかまの飯を食べ、そして一緒に汗を流し苦楽をともにしたということが伝わってくるんじゃないかなというように思っておるところであります。現在もそういう面があるだろうと思いますが、幸いにして今の中学校においては安定した中で相互に信頼関係ができておりますので、相互の力を活用しながら、より一層市内の中学校の子どもがよそに行つてよそと比較をしまして指導ができていないとマナーができてないと言われぬように、一層スポーツ関係、団体の方、学校教育の間に立ちながら教育委員会としての仕事をさせてもらいたいとこのように思います。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
宍戸邦夫君。



○宍戸議員　もちろんこの少年団活動については子どもと保護者と地域力、そういうものが大事だろうとこういうふうには当然思います。ただ私が感じておるところまた聞いておるところでは、サッカーならサッカーへ行きたいとかハンドボールへ行きたいとかいう子どもさん達がなかなか行けないという実態があると。これは中学校の問題でもそうでした、クラブ活動をするのにやっぱり生徒が少ないので、送り迎えをよその学校へ安芸高田市市外のほうへ行っておられるというのもあるようでございます。交通の面もひっくるめてですね、吉田でできるのができないのでよそへ行くとかいうふうなこともあるようです。ですからよそへ行って練習する、活動をするということも悪いことではないと思いますけれども、安芸高田市のスポーツ活動と申しますか、まちづくりから考えた時には、できるだけ安芸高田市の中で積極的なクラブ活動ができるような体制づくりも行政的支援の中の1つとして必要ではないかとかいうふうな思いから申し上げたところでございます。その点についても、今後教育委員会としての取り組みの1つとして頭の中に入れて置いていただければありがたいなと思います。私が申し上げるのはすべてではありませんけれども、そういった保護者の意見もあると要望もあるということをお理解いただければと、こういふふうにご考えております。

次に移ります。次は中学校のクラブ活動のあり方についてちょっとお伺いしたいんです。これも少子化が大きな原因、要因になっていると思います。クラブも先ほど教育長さんがおっしゃったように、なかなかチームが組めないような実態もあります。これも遠い将来か近い将来かわかりませんが、中学校も2校に統合していこうというお話があります。高校では高宮と吉田高校が連携をして事業もやっていると、こういふふうなこともあるわけですが、このクラブ活動もそういったようなチームができないような状況の中で実態の中で、私は各中学校6校ある子どもさんが、ハンドボールがしたいサッカーがしたいという時のその行き帰りの対応というものが何とかできないかなとかいう思いがいたします。これはスポーツ少年団の考え方と余り変わらないと思いますが、学校教育の中で先生のボランティアとしてクラブ活動をして指導していただいているところから見れば、大変頭の下がる思いがいたしますけれども、やっぱりそういった子どもの教育に関してそういったスポーツを積極的に行政として推進するに当たっては、そういった送り迎えの体制づくりというものがあ程度できないものかなとかいうふうな思いがいたします。そういったような小学校から中学校、もちろん高校、大人の世界の中でスポーツ活動が積極的に行財も市民も一丸となった取り組むまち安芸高田市というものをやっぱり前面に出していくという、私はそういうことが大事ないんじゃないか。これがある程度スポーツを通じた活力あるまちづくりにつながるのではないかとこのように思います。御承知のように、剣道も何回か大会を重ねるごとに全県下か県を超えて体育館で800人から1,000人近い選手と保護者が集まられて相当な

ぎわいを持っているという実態がありますので、そういうようなことを考えてみても、安芸高田市というのは行政が、例えば、スポーツ誌を出すということは考えられないかもわかりませんが、いろんなスポーツを他のまちへ紹介して安芸高田市へ行ってみればスポーツについては小学校から小さい子どもから高校まで一貫とした体制づくりのもとに指導体制ができていて、体系的に整備されているというふうなことをやっていけばいいのではないかと思います。安芸高田市は、スポーツは私どもここに住んでおる者は全国大会にも相当人数が行っておるし活発だというふうには思うんですけども、他のまちから見た時にはどう感じるだろうかということ考えた、外に向けてのスポーツ活動のあり方を少し考えていただきたいと思っております。もう1度言いますが、中学校のクラブ活動に関して送り迎えといいますか、交通体系の整備ということも一つ学校教育と同じような考え方を持って、この社会教育についても整備していく必要があるのではないかと。そのことが安芸高田市のスポーツによるまちづくり、つまり若者定住にある程度ほんの少しでもかわりがある、影響していくということではないかと思いますが、教育長さんもしくは市長さんもお考えがございましたらお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 安芸高田市の教育の目標に、「夢と志を持って活力ある子ども」というのを目標に掲げておるところであります。なぜ活力という言葉をつけたかと申し上げますと、だんだん児童生徒数が少なくなる中でじっとしておっても選手になれる。頑張らなくても補欠でなしにレギュラーになれるというような状況をつくっていたのでは自分で何としてでもレギュラーとして頑張られるようになりたいと、頑張れば人に認めてもらえるんだというような子どもをつくっていきたいという意味で活力ある子どもを目指しておるわけであります。

先ほどから御指摘がありますように、子どもの数がどんどん少なくなってまいりまして、将来的にずっと考えていきますと、小学校だけでなしに中学校も切磋琢磨するためには数で言うたならば、中学校も2校ぐらいにしないと難しいというような状況もありますが、現段階で考えてみますのに約87.3%の中学校の生徒が運動部に入っております。以外に文化部というのがありますから、運動部に入っておるのが約87.3%でございます。入って活動しておるがために、1つは体力の面で言いましたら県内でも安芸高田市の体力は小学校も中学校も高いほうであります。その1番大きなウエートしますのが中学校における部活動で体を鍛えるというところがあるだろうと思えますし、部活動では体を鍛えるだけでなしにルールとかマナーとか自立性とか主体性とかいう意味での生徒指導上の大きな役割も担っておるわけであります。しかし他の学校からその学校へ行って練習するという場合に距離も結構あるわけでございます。その学校から他の学校へ行くまでにバスを利用させれば1

番いいわけでありますが、人間関係というのも学校の中での人間関係ということもありますから、あの子どもさんだけが1人ほど放課後、部活動になったら他の学校へ行くというのではその後の生活という意味でもプラスになることもあるだろうし、逆に人間関係で言いましたら心配なことも私は多々あるような気がいたします。

そこで安芸高田市として考えましたのは、平成17年に通学区域の弾力化について検討会議を持たせていただきまして、そこで検討いたしまして、小学校5年生になった段階で別の小学校のほうへ行きたいならば希望を出せば行かれると。中学校に入った時に、例えば甲田町内の小学校の子どもは甲田中学校が指定校でありますけれども、それ以外の学校へクラブ活動等で行きたいという希望があれば、そこへ行ってクラブ活動を中心にしながら1年間から学校生活朝から夕方方の生活を通して部活動もできるというような方法を講じたわけでありまして。これは先を見通して少子化が起こるだろうと。

もう1つは、ここの学校しか行くところがないから行くんだというんじゃないし、自分で学校を選択したというそういう意味での責任感ということもあるだろうと思いますし、学校が学校としてぼーっとしておったならば、うちの学校が何ぼ努力しても周囲から全然評価されないということになっていけませんので、そういう方法を取り入れたんでありますが、平成18年4月1日から具体的には起動しておりますけれども、今までに小学校が他の小学校の5年生へ行きたいと言って変わったのが1名。それから中学校が部活動等がありまして、例えば、高宮中学校から吉田中学校へサッカーがあるのでそこへ行きたい。逆に甲田中学校から高宮中学校には柔道がある。全国大会にも行ける選手が生まれておるのでそこへ行きたいと。そういうことで学校選択をしておるわけでありまして。

先ほど話がありました柔道の選手だろうと思いますが、その選手は市外でスポーツ少年団に入っておりますが、中学校は自分の学校に部がありませんので、市内の中学校の部のあるところへ多分選択して行くんではなかろうかなというように想定はしております。まだ具体的にはわかりませんが、ではないだろうかなと想定段階のものであります。以上、十分なお答えになっておりませんかともわかりませんが、お答えさせてもらいたいと思います。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 希望によっては他の中学校へ行くということも可能ということは聞いております。それは1つの選択肢としてよいことではないかというふうに思いますが、隣の子どもさんと別れて中学校へ行くという実態も生まれてくるわけございまして、そういうクラブについての一貫性、安芸高田市内で連携をとって活動ができるようなシステムがもしできるとしたら、これも1つのいい方法ではないかというふうにも思います。そういうところについてもこの振興基本法が制定されて、その基本法が

全部改正された意義というものを考えながら、やっぱりこれからのスポーツ教育といたしますか、スポーツ活動といたしますか、社会教育といたしますか、まちづくり、こういうものに積極的な安芸高田市としての努力をやっぱりする必要があると。もちろんこれは市民総ヘルパーじゃございませんが、市民皆さんが子どもはもちろんでありますが、保護者ももちろん地域の人も積極的に見るということも大事でしょうし、その子どもの教育ということを考えた時には、私が最初に申し上げましたように、スポーツといたしますか、社会教育と学校教育は表裏一体だと思っておりますので、学校教育も相当、市長さんも補助員をつけられたり、学校教育の充実というのを積極的に行っておられます。社会教育についてもそういう面で行政としての視点をもう1回見ていただいて、特に今若い世代の方が学校教育といたしますか、そういった教育分野によって転居をしていくという人も案外いらっしゃるんですよ。私が聞くのに。そういうふうに教育ということに絡んで、若者定住が左右されてくるというのは、私はこれ実態だろうと思っておりますので、そういうことを考えた時にはやっぱりまちづくりといたしますか、若者定住ということも考えた時にはそういった教育分野、スポーツ活動を当面、ほかにもたくさんあるんですけども、今回私がテーマにしておるのはスポーツと若者定住、まちづくりということでございますので、その点に絞って発言をさせていただいております。

そういうことで、これは教育委員会がやろうとしても財政的な問題があります。今占める割合が教育委員会では大体8%。平成22年度の決算を見ますと16%になっておりましたから、給食センターの関係もあったりしてそうなおるんかもしれませんけれども、8%ぐらいが占める割合ですね。安芸高田市の財政の中で。その中で教育委員会が一生懸命頑張っておられるし、もちろん市の行財も市長を中心にいろんなスポーツ活動といたしますか、歴史ある文化活動といたしますか、そういうものを積極的に取り入れておられますし、それから市民の皆さんの便宜を図るためのデマンドバスも積極的な取り組みの中でやられているということを考えて時に、私は今まで考えもつかなかったような実態が今できつつある安芸高田市だと思っておりますので、発想転換のもとに新たなスポーツ活動展開を望んで私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。  
この際、11時35分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時20分 休憩

午前 11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
17番 今村義照君。

○今村議員 17番、あきの会の今村でございます。先の通告に基づきまして、大枠3点の質問をさせていただきます。

まず最初に、新こども園の転換についてでございます。幼稚園と保育所を統合した幼保一体施設の本格導入が昨今の課題となっております。そして子ども子育て新システムの概要が固まりつつございます。

この新システムは、2013年、施行を目指しておるわけですが、その目玉であるこども園のスタートは国の現在の方向では財源問題でその詳細な仕組みはずれ込む可能性は大であろうというふうに想像しておりますが、その理念とするすべてのこども園の良質な生育環境を保障するというものでございますが、現段階において安芸高田市の子育て施策の転換を目指す制度改革にどのように取り組まれようと考えておられるのか、そのシステムの概要についてお伺いをしたいのが1点目でございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の今村議員の、新こども園の転換についての御質問にお答えをいたします。

国の新しい子育て施策でございます「子ども・子育て新システム」についての御質問でございます。御承知のとおり、このシステムの制度設計に関する最終案が子ども・子育て新システム検討委員会のワーキングチームから、本年7月に国へ報告がされたところであります。その中の重要なポイントといたしまして、保育所を幼稚園と保育所の一体化施設に移行することが示されております。

我が安芸高田市におきましては、本年3月に策定いたしました安芸高田市保育所規模適正化推進計画におきまして、保護者のニーズを調査しながら、幼保一元化を推進することとしております。今後、国の方向性との整合を図りながら事業の推進を図っていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今の御答弁では、新しい仕組みとすれば保育所の統合問題と絡めて今後の検討課題というふうに受けとめておりますが、次の質問に移って、その具体的なお考えをお聞きしたいというふうに思います。

教育と保育の一体化と多様な保育サービスの提供をどのように構築していくかということでございます。現在の市営の幼稚園と保育所、私立の幼稚園と保育所において、市営の幼稚園に保育サービス機能を持たせるのかどうか。また旧町単位にある1つの保育所に教育機能を持たせるのかどうか。そして旧町単位にある複数ある保育所のあり方をどのように一体化していくのか。私立の幼稚園と保育園は、多様な保育サービスの提供が考えられるし、恐らくかなり実効性のあるものとして行われるというふうに想像をいたしております。今言ったのは私立のほうの関係

です。そして市営の幼稚園及び保育所の今後のサービス提供についてお考えをお聞きしたいのでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の、教育と保育の一元化と多様な保育サービス提供についての御質問にお答えします。

質の高い幼児期の学校教育と乳幼児を対象とした保育の一体的な提供が、先程も述べました幼保一体化の考え方として示されております。安芸高田市といたしましても、国の新しいシステムの中でこれを実施していきたいと思っております。

安芸高田市といたしましては、いろんな御意見の中で現在市立の保育所がございまして、非常に評判もなかなかよろしいようでございます。基本的には、今後安芸高田市民間に任せるものは任せていきたい。これはサービスの低下が起こさんという条件で行きたいと思っております。ただ、民間がタッチできないようなもの、例えば、児童数が少なくて経営が少ないところについては直営の方向も考えていかなくちゃいけないと思っております。こういう方向で検討しているんだということで御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 幼保一元化に対しても市民ニーズの非常に多くの考え方、希望があるわけですね。例えば、ゼロ歳児から2歳児を対象とした保育ママの問題と小規模保育の拡充の問題、こういったことが1つの課題としてありますし、現在はちょっと市営の保育所では行われていない短時間保育の是非ですね。この要望もあろうかと思えます。そして早朝、夜間、終日保育あるいは病児病後児等の保育の充実、あるいはそういった希望。これらがあろうかと思えますが、これらはどういうふうに今後仕分けをして考えるのか、そこら辺について今のところお考えがあればお聞きしたいというふうに思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど民営化についてのお話をいたしましたけど、このたび国のほうでそういう認定こども園についての施策の方向づけがされております。これを機会に、安芸高田市ってどうあるべきかというのはこれから検討していきたいと思えます。御指摘のゼロ歳児の対応とか、小規模保育とか短時間保育につきましても、安芸高田市バージョンとしてどういうことがいいのか、しっかり考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。またこれ方向性が決まりましたら、議員の皆さん方にも御相談をしていきたいと思えますので、どうかよろしくお願ひします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今後、大きな行財政改革の一環でもある保育所の民営化。あるいは民間活用、こういったことも大きな課題になってくるわけです。そのことを現在論じようとは思いませんが、そういったことを視野に入れて、これからの幼児の生育環境の充実には鋭意努力していかなければならないというふうに思います。従ってこれからのことをございますので、市のこれからの事業主体として、このこども園事業に対してどのように進められようとしているのか。国のほうでは地方の自治体にそのことを自治体制として求めているようでございますので、そこら辺についてのお考えがあればお聞きしたいのが、この質問でございます。もとより市民ニーズに基づいた事業計画であり、制度が求められるわけでございます。合わせて子育て環境の整備と、さらに子育てへの支援が総合的に必要になってくるということでございます。この新制度のスタートが間もなく始められる中でどのように進められようとしているのか、その実施体制について今のところのお考えがあれば、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 どういう方向性かということでございますけど、抜本的には基本的には、先ほど話しましたように、これから国の方向性をしっかり確かめた上で決めていくということでございます。

ただ向原こぼと園が新しい問題を抱えてますので、このことにつきましては早く先を見据えたことを踏まえながら実施をしていきたいと思っております。現在のところ、民営の方向での検討をしておるところでございます。

それからやっぱり基本的には幼保一元化の問題ございますけど、今までは幼稚園は文科省で保育園は厚生労働省ということでございますけど、市民にとっては同じような中身になりつつあったということなので、料金とかそういう見直しも含めて考えていきたいと思います。幼稚園は保育所より料金が安いとかこういうことではなしに、安芸高田市としてしっかりとしたレベルでしっかり考えて市民の方の協力を得たいとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 現在検討中なので、具体的な形での考えというのは間もなく出てくるやというふうに思うんでございますけど、今出ました向原こぼと園の運営についてこれは緊急の課題ということで、その中身について具体的にどういうふうに進めるかというのはやっぱり早急に決めなきゃいけないし、説明をする必要があろうかと思いますが、この点についての運営についてはどのようにお考えでございましょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 お尋ねのこぼと園の今後の課題ということでございまして、現在の取り組みについて若干御報告を申し上げたいと思います。

既に御案内のとおり、本年3月に安芸高田市の保育所規模適正化推進計画というものを取りまとめさせていただきました。これにつきましては、従来、幼保一体化のことについての検討委員会からの報告、あるいは学校規模適正化検討委員会からの報告等を踏まえまして、それを踏襲する形の中でこの計画書を取りまとめまいりました。とりわけ市内の10カ所の公立保育所がございしますが、1つは公設民営を含めると11カ所になりますが、非常に老朽化をしておるといってございまして。この推進計画の中身におきましては、こういった老朽化した施設の建てかえに合わせて、いわゆる保育所の規模適正化の配置について検討をさせていただくということでございまして。そういったいわゆる小学校単位で学校、保育所のほうは基本的に1カ所にまとめていくというのが基本でございしますが、ただ老朽化した施設についてはそういった方向でございしますが、市内の施設におきましてはまだ築14、5年といった保育所もございまして、ここらの活用については十分検討してまいりたいと思っております。

そういった中で先ほど申し上げましたように、こぼと園につきましては築41年が経過をいたしてございまして、特に幼児部と乳児部ですね、これが分かれておって、非常に利便性も悪いということの中で、また地域の要望の中には交通の利便性が非常に悪いということの中で施設の移転の要望もこの間出ておったわけでございます。基本的にはこのたびの向原町の生涯学習センターの整備構想、これと一体的な方向性で考えさせていただきたいと思っております。具体的な今後のあり方につきましては、先ほど市長が申しましたように、民営化を含めて具体的な検討に入っていきたいと思っております。

また、先ほど申しました保育所規模適正化推進計画につきましては、これまで公立保育所すべての保護者会のほうに御説明にあがって御理解を賜っておるところでございまして。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今回の向原こぼと園の今後のあり方については概ね理解をしたつもりでございまして。幸いに、これからやはり利用者の本来なら都市部ですと増加があつて施設の問題が大変なんでございしますが、安芸高田市の場合は先ほど来、定着の問題でいろいろ議論が出ておりますが、そこら辺の急増というのは考えられませんが、そういったそれに伴う多様なニーズですね。それからこのほかに障害児や1人親家庭など保育性の高い入所先の問題、それからその対象である方への優先的な対応。こういったこともやっぱり必要になってこようかと思っております。

一方、子育てという観点から見ると、現在非常に不幸なことに、我



が子を痛めたりいじめたり、あるいはよその子を預かり死に至らしめるような非常に残酷な事件、事故が続いております。それらに対して親に対しての親業としてのあり方、そこら辺の行政の啓発活動の一環も必要なんではなかろうかというふうに思うわけでございます。それと今後、両者の負担の問題もでございますので、そこら辺を合わせて総合的にこのこども園事業の完成に鋭意頑張ってもらいたいというのを希望して、この質問は終わります。

それでは大枠2番目の質問に移ります。多分、途中下車になるかと思いますが。来年度の中学校の教科書採択の状況についてでございます。全教科の採択基準の概要と特にこの中で歴史や公民教科書、このことについての状況について伺うものでございます。

従来、新教科書に見る、いわゆる公民的資質の育成、この観点から公民的資質を国家、社会の成員として求められる知識、理解、能力、関心、態度のことだというふうにこれまで解釈をされて、さらに国際社会に生きる民主的、平和的な国家、社会の形成者として必要な資質ということが議論をなされてきた経緯がございます。小学社会では、新学習指導要綱で重視されているのが社会参画ということでございます。この社会参画に公民的な資質を将来社会に参画する上で必要になる知識、理解、能力、関心、態度というふうに位置づけられておまして、中学社会の公民には新学習指導要綱では社会科改定の基本方針として、我が国及び世界の成り立ちや地域の構成、今日の社会経済システム、さまざまな伝統や分野、宗教の理解を通して我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としてその自覚を持って国際社会で主体的に生きるとともに持続可能な社会の実現を目指す。さらに公共的な事柄をみずから参画していく資質や能力、これを育成することを重視するんだというふうに示されております。

その観点に立って、1点目に質問をいたしますが、選定に際し諮問機関である選定委員会、または採択協議会。これは当市ではどのように構成され、社会参画に対してどのように意義づけをされ議論をされ、その結果その方向性をつけられたのかどうか、伺うものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の、今村議員の御質問にお答えをいたします。

平成24年度使用中学校教科書採択に係る機関についての御質問でございますが、教育委員会といたしましては、教科書採択は、児童・生徒に、よりよい教科書を提供する観点から専門的な調査研究を行うために、教科用図書の採択にかかる「安芸高田市教科用図書採択地区選定委員会」、また「安芸高田市教科用図書採択地区調査員」を設置いたしました。そして、幅広く意見を聴取するために、選定委員会は、中学校の校長代表、教頭代表のほか保護者代表や学識経験者など6名の委員で構成し、開かれた教科書採択の事務をとり行いました。

調査員は、選定委員会から示された5つの観点について調査研究をし、特定の教科書に絞り込むことなくすべての教科書それぞれの特徴を選定委員会に報告し、選定委員会は、その調査研究をもとに教科ごとにすべての教科書について審議し、その結果を教育委員会に答申いたしました。

答申では、選定委員会からの答申に基づき、安芸高田市の生徒たちにとって最適と思われる教科書を採択いたしました。御質問の社会科の歴史的分野及び公民的分野の教科書についても同様でございます。

なお、先ほど質問の中で話をされました社会科の教科書についての内容としてどのようなことを盛り込むかということにつきましては、すべて文部省の検定を受けた教科書をもとに採択をしておりますので、その点は心配はないと思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君に申し上げます。質問の途中でございますが、この際、午後1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問の発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 教科書選定に際して、調査委員を置き地区選定委員会で選定されたものからその6名の構成でされるということでございますが、今の冒頭、私は新学習指導要領の中で社会参画のことについて述べました。そのことについて、その観点からどのような議論があったのか、そこら辺についてはいかがでございましょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

よりよい社会の形成に参画する資質や能力ということが公民の分野では問われておるわけでございますが、社会の形成に参画する資質、つまり公民的資質を育成するために今回の改定で付加された内容は、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解をさせるという項目がございます。この新たな内容につきましては、調査員もすべての発行者について調査をし、選定委員会、採択の教育委員会会議においても議論されたことの1つでございます。その結果、今回採択を決定いたしました教科書は豊富な具体的な例示、4コマの漫画の活用等の興味を引く学習内容の工夫がある。また資料を読み取って解釈し、根拠を示しながら考えたことを説明する活動、いわゆる言語活動といいますが、これも工夫されており、すぐれているという意見でございました。あくまでもこれは採択の1つの根拠でございます

が、御質問にありました内容について申し上げればそういうことでございまして、具体的に教科書の中を見ますと、例えば、省エネということで電気を消す方がいいんじゃないか。それじゃ暗いんじゃないか。しかし省エネという意味から言えば消す方がいい。しかし危ないんじゃないかというようなマンションに住んでおる住民が対立をするわけです。それを解決するためにどうすればよいかということで住民の中の代表者が出て集まりまして、そこで議論を交わらせて、それで決まったことをプリントにしてマンションに住んでおる方にお示しをします。具体的な例で申し上げますと、そのような例をたくさん挙げながら説明しておることが今の対立と合意というところではすぐれているというふうに判断された根拠の1つであります。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 採択の要件としてそういったような具体的な例をお伺いしたわけですが、それはそれで非常に形式のあるとらえ方だろうというふうに評価をするわけでございます。

一方、その社会参画にこだわるわけではございませんが、現在の中でいわゆる公的な参画を、公的なというのはルールの参画を重点とした考え方がございます。それは1つの例として、例の司法裁判制度へのかかわりの私は最も基本的な人間としてのあり方の1つの参画の仕方だというふうに思うわけです。そういった観点と政治的な参画の仕方がございます。その政治的な参画の教育のあり方についてはどのような議論があったのか、そのことの検証は教育委員会でも行われたのかどうか、そこら辺についてはいかがでございませうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどのことに直接お答えできるかどうかわかりませんが、個々の内容につきましては、議論は極端に言っただけでございませぬけれども、主要には新しく学習指導要領の中で公民っていう人の役割をいかに果たしているかということで対立と合意、あるいは効率というような面での論議はございました。

もう1つですね、法律とか規則とか定めるに当たっては、やはり多くの人の意見を聞きながら憲法にのっとって、そして合意形成されて、そして皆さんが合意したものについてはその規則に従った生活をするということはどの教科書にも載っておりますので、取り上げてこの教科書だけがどうだったということはなかったとこのように思います。ただ教科書を使うのは、子どもにとってわかりやすいかどうかということがございますので、脚注とか側注といいますが、補足説明ですよ、そういうようなものを通したり、あるいは先ほども申し上げましたけれども言語活動といいますが、自分たちが調べたことを根拠を持ってきちんと説明ができると。そういうところを大切にして教科書が構成されてお

るかかどうかということと比較いたしまして、子どもにとってわかりやすく使いやすく、そして学習指導要領の目的に沿った内容であるということとで判断をさせてもらっております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 非常に合理的な考え方だろうというふうに思うわけです。子どもにとってわかりやすいということが何よりも大切ですし、従来このことがどうも余り議論されずに選定に至ったというのが過去にはあったかなという思いがするわけでございます。

それでは次の2点目のことに移ります。2点目は採択適正化への基準についての質問でございます。

元来、教科書選定は教育委員会の権限事項であり専決事項なわけでございます。さすればその意図をやることをやはり市民に説明することが必要だろうというふうに思うわけでございます。その点に関して教育委員会の見解について伺うと同時に、採択に当たりどのように運ばれたのか、今のことについてお伺いをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の、今村議員の「教科書採択の適正化の基準」についての御質問にお答えをしてみたいと思います。

「教科書採択の適正化の基準」につきましては、教科書採択についての事務取扱要領というものを定めまして、その要領にのっとりまして選定委員会及び調査員を設置し、文部科学省検定済みの各出版社からの教科書を調査研究をいたします。

調査員は、次の5つの観点から客観的かつ公正に調査研究を行いました。1つは、基礎・基本の定着における特徴。2番目は、学習方法の工夫における特徴。3番目は、内容の構成・配列・分量における特徴。4番目が、内容の表現・表記における特徴。5番目が、言語活動の充実における特徴の5つでございます。御質問の社会科の歴史的分野及び公民的分野の教科書についても同様でございます。これらの採択に係ります情報の公開につきましては、安芸高田市の情報公開条例にのっとりまして、今後の教科用図書に公正な採択に支障を来さない範囲において、市民の皆様へ情報を公開していきたいと考えております。なお、審議の過程についてはこれは公開することはできませんけれども、下された答申の内容については公開をいたしましたのでごらんいただきたいとこのように思っております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 中でも公民あるいは歴史の中で、特に中学校の歴史教科書についてちょっと言及をしてみたいと思います。

今や、子どもたちが国際化に伴い今後世界に進出するというのは常識

になってきております。そのことに際して、やはり日本人としての国家間あるいは国会と申しますか、誇るべき国民としての誇りですね、そういったものをやっぱり持ち得て出ていく必要があると。残念ながら、例えば、中国、韓国の教科書、記述に対する批判もあるわけですね。これらのことについて自国の誇りと資質がしっかり教養として修められ、そのことが意見として言える子どもを育てる必要があるんだろうというふうに思うわけでございます。従来、歴史教科書については、例えば、自虐史観への考え方の記述を表記したのも残念ながらございました。そのことによって、よその国からあるいは日本人としての本当に誇りを持ってそのことが説明できるのかどうかというようなことも言われてきております。そういったことに対して、やはりこれから出ていく子どもたちに、そういったことについての意識をこの歴史教科書を通して教育をする必要があるんじゃないだろうかというふうに考えますが、その点についてはいかがだったんでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

今回の教科書を見ますと、どの教科書もそういう点はきちっと明記がしてありまして、以前は日本の領海がどこまでかというところもはっきりしないような状況もございましたけれども、今の教科書はすべてそのことは検定を通っただけありまして、きちっと明記をされております。ただ、その時に学習指導要領で今回の改定の基本方針の中にありましたことをちょっと読んでみますと、我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済のシステム、さまざまな伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど公共的な事柄にみずから参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図るというふうになっております。

大切なことは、その学習指導要領に書いてある内容を指導する先生方がきちんと身につけ、そして教科書にあることを適切に指導することです。そのために教育委員会には指導主事を配置しておりまして、その指導主事のような授業等を見ながら適切な指導を行っていきたいとこのように思っておるところでありますので、御心配のところについては今の教科書については私は万全な体制でできるようになっておると。ただ子どもにとってわかりやすいかどうかと、重要なところですよね。最近はいろいろ子どもが本を読むのに漫画ちっくなところを非常に関心を持って見たり、そのほうがよくわかるというようなところがあったり、脚注があることによって補足した内容について中身を充実して施行ができるという面から見まして、選択するのにいろいろ議論を呼んだところでもあります。以上であります。

○藤井議長 答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 この点に関しては、要望を加えて終わりたいと思いますが、おっしゃるとおり教える側のいかに適正な指導が行われるかということが大事な用件でございます。

さらにもう1つ、公民及び社会歴史の教科書の進め方について、従来これは配列の問題もあろうかと思うんですが、例えば、現在における時間取りが非常に少なくなっているというような状況もあったように思うわけです。そこら辺は、今それこそ現代の学びをしっかりと公民なり、あるいは歴史教科書についてしっかりと配列を組みしっかりと勉強させていただけるような体制をとっていただくよう望んでこの質問は終わりといえます。

次に3番目でございますが、財政健全化に向けた将来負担に対する中・長期の方策をどのように考えておられるかとの質問でございます。

現在、国をあげて膨大な国債発行による借金漬け状態であり、次世代への負担をどのように解決していくのか、その糸口ですら見えない状況でございます。このことは当安芸高田市に当てはめてみると、ニーズの問題として余りピンとこないという状況ではございますが、よそごとではないような状態だというふうに認識をするわけです。

夕張市のあたりから国が地方自治体の財政健全化に向け、財政健全化指標によってその基準を示し、約3年が経過しているわけでございます。連結実質赤字比率、将来負担比率等によって実際の尺度を図るわけでございますが、今回はその中でもまさに次世代につながる将来負担についてどのように対処していくのか。このことについて論議をしてみたいのであります。

将来負担については、大まかに考えると市が自由に使える一般財源を示す標準財政規模、これに対して将来的に返済が必要な借金額の割合で示されるわけですが、21年度は160.8ポイントから22年度は149.9ポイントというふうに改善されておるわけです。その位置づけをこのことによってどのように認識され、今後さらにいかなる改善に向けて、これは長い将来的なものと当面の計画と合わせてどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいのでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の、今村議員の御質問にお答えをいたします。

財政健全化に向けた将来負担に対する中・長期方策の概要についてという御質問でございます。

御承知のとおり平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。健全化判断比率を公表することとなっております。健全化判断比率は、普通会計における「実質赤字比率」、すべての会計の「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの比率であります。中でも「実質公債費比率」と「将来負担比

率」の2つは、財政の健全化を判断する上で、重要な指標とされております。

本市における状況は、「実質公債費比率」につきましては、起債の借入に伴う県の許可が必要な「起債許可団体」となる18%を昨年まで超えておりましたが、平成19年度から行った約7億2千万円の起債の繰上償還と普通交付税等の増加により、平成22年度の決算におきましては17.4%となりました。3年で「起債許可団体」から脱却することができたところであります。公債費は平成21年度をピークに減少の見込みであることから、今後は、より改善の方向に向かうと考えております。

また「将来負担比率」につきましては、平成20年度以降、毎年下降し、平成22年度決算において149.9%で、標準財政規模の約1.5倍となっております。この比率の負担項目の中で大きな要因となるものは、起債残高で、平成25年度までは合併特例債充当の大規模事業により増加いたしますが、交付税措置のある有利な起債であることから、急激な上昇はないと考えております。

しかしながら今後、中・長期の視点においては、これらの比率は早期健全化基準を下回っているとはいえ、依然高い数値であります。本市の税収も現状では大幅な増加が見込めない中、また平成26年度からは比率算定の分母となる普通交付税等の減額が始まることから、財政健全化計画にも掲げております事業費の平準化、公債費の抑制と、継続的な繰上償還等の実施により、財政健全化に努めて行く必要があると考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今の認識とすれば過去2年間に渡っては、交付税というまさに漁港があったがゆえに、大きく下がっておる状況にあるわけです。それが今後期待できるというふうには思っておりませんが、そのことについて今後の来年のそれこそ改革が望まれるんだろうというふうに思うわけです。

端的にお伺いいたします。将来負担額の削減に向けた方策としてどういったようなことがお考えになられるのか。この点について絞ってお聞きをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 財政の将来負担を失くするというところでございますけれども、1つは皆さん御説明しておりますように、第2次行政改革の推進でございます。第1次行政改革と違いまして民間活力をも含めた改革の中に踏み込んでおります。職員一丸となってこの推進をすることによって健全財政が見込めることと思っております。

もう1つは、私が常に申しております市民総ヘルパー構想と申しますか、こういうものによって医療費とか介護費とかそういう費用の抑制が図れると思っております。このためには我職員みずからこういう財政

健全計画を示しながら市民の方々の協力を得ることが必要じゃないかと思っております。国の状況がいかなる状況になっても、この市民総ヘルパー等の市民との連結があったら私は切り抜けていけるとかように思っておるところでございます。東北大震災で大きな負担を強いられますけれども、市民の協力があつたらいろんな福祉施策、いろんな農業政策も切り抜けていけることを今職員ともども重視しておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 まさに市民と行政が一体となってそれぞれが持ち合う、あるいは待ち合うまちづくりの構成というのが必要だと思うわけでございます。その中で双方でいかにコストを下げ合う仕組みが必要なのか、このことの検証が必要だろうというふうに思うわけです。

次に、これも端的にお伺いいたしますが、標準財政規模の適正値はどのように考えられておりますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 安芸高田市における標準財政規模、現在の中では確かに大きな財政規模の歳入歳出等の予算を組まさせていただいています。ただ、新市建設計画等における事業の推進、そういった中で一定の水準はある程度仕方なかった面があるのではないかと。ただ今後、平成26年度以降の財政の状況を検証する中に当たっては、当然現在の財政規模等の縮小、そういったことも想定に入れた財政運営をしていくのが必要であるというふうに考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君に申し上げます。質問時間が3分を切っておりますので、まとめて要点をお願いしたいと思います。

今村義照君。

○今村議員 まさにそのとおりだろうというふうに思うわけです。今後やはりこれまでちょっと肥大し過ぎた感があるように思っておりますので、今後事業選択をいかに行き、その規模適正化に向けた動きを構築していくかが大きな課題だろうというふうに思うわけでございます。

今後のこれも見通しですので、具体的には非常に難しいんですが、その求める適正指標値をもしお持ちならお示しいただいて、これを最後の質問といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 将来の指標値ということでございますけど、公債比率等につきましては実質公債比率、県とか国の支配下に入らない18%ということになってますけど、こういうことを将来でも維持はしていきたいと思っております。



それから非常に有利な合併特例債というのがあるわけでございますので、始末ばかりしとったからやることやとらんかったじゃ困るんで、やっぱりそういうことを踏まえた事業の選択をしていきたいと。どうしても要るものはこの際皆さんと御理解を賜りながら実施をしていきたいと思っておりますけど、要らないものは要らんということでその辺の分別はつけて、これから事業の推進を図ってまいりたいとかように思いますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

これをもって今村義照君の質問を終わります。

引き続き通告がありますので、発言を許します。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員

6番、会派絆の水戸眞悟でございます。質問の前でございますが、この3月11日の東日本大震災から昨日9月11日で半年を経過いたしております。亡くなられた方、行方不明者である方合わせて1万9,900人余り。また今なお避難生活を余儀なくされている方々は8万人以上となっております現状でございます。

加えて台風12号の紀伊半島あるいは和歌山地方への災害のつめ痕も甚大なものがございまして、これからの厳しい季節を迎えるに当たりまして、1日も早い復興を願わずにはいられないところでございます。

今朝ほど来、同僚議員からの基本構想に基づきます定住対策。あるいは安全・安心なまちづくり。また行政と市民の協働のまちづくり。あるいは限界集落への対策など等々、マクロあるいはミクロの観点から質問がなされておりますけれども、私はこのたびそういう観点の中でも断片的な部分ではございますが、そういったまちづくりの一役を担うであろう案件につきまして、通告をいたしておりますとおり一般質問を行うところでございます。

まず、これは先般の中国新聞でも報道されたところでございますけれども、燃料供給不安定地域の対策についてお伺いをするところでございます。広島県をはじめとしまして、中国地方においてはガソリンスタンドが減り続けておる状況にあるわけございまして、新聞報道等によりますと、1996年と比べて4割もの減少が報じられたところでございます。実は本市におきましても、周囲市の市況を見まわしてみますと、旧町の単位で見ますとGS過疎地と見られる地域が存在していることも事実でございます。今後この傾向は進行するものと考えておりますが、これに対する市長の総括的な所信をまず伺うところでございます。

○藤井議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただ今の、水戸議員の御質問にお答えをいたします。

ガソリンスタンドの減少による燃料供給が不安定となる地域についてのお尋ねでございます。新聞やテレビなどでガソリンスタンドの廃業がふえていると報道されております。その原因といたしましては、石油産

業の自由化以降、石油製品需要の低迷、原油価格の高騰、また地下タンクが耐用年数を迎え、油漏れ対策のための消防法改正による、老朽化した地下タンクの維持経費の負担増などにより、経営環境が厳しさを増していると言われております。

本市におきましても、この様な経営環境の厳しさから、ガソリンスタンドの廃業などによる石油製品の安定供給に支障を来す事態が生じることも危惧しており、ガソリンや灯油などの入手が困難となり、住民生活に支障を来さないよう検討していく必要があると考えております。

こういう問題は本来なら行政が立ち入る問題ではないんですけど、こういう民間事業が成り立たないという地域の問題、大きな課題でございますけど、行政としてはできるだけ地域のいろんな復興、まちづくりの推進と合わせて検討してまいりたいとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 総括的に今市長のほうから答弁いただきましたけれども、全く同感でございます。そもそも民間企業のほうにゆだねるべき事業ではあると思いますが、この我々のような過疎地域、あるいはその限界集落をも論じていく必要のあるような現在の状況の中では、市長をはじめとした市の行政がいかにかこれのイニシアチブをとって主導的な立場にありながら住民の安心・安全な生活を確保していくかということについては大きな責任を我々議会人としても互いに考えていく必要があろうというふうを考えておるところでございます。

少子高齢化やあるいは消防法の改正によりまして、その規制強化等の要因によるだろうというふうには考えられておりますが、住民の日常生活はもちろんでございますけれども、農業、林業あるいは建設業、運送業など地域の産業に大きな支障を来すこととなっております。車の給油や農機具の燃料、これから迎える冬期間の灯油の調達など、1日も住民生活に欠かせない生活必需品でございます。ぜひとも今後の行政施策の中の計画樹立に当たっては重点施策の1つとする必要があるというふうに常日ごろから私は考えておるところでございます。いわゆるGS過疎地、つまりガソリンスタンドの少ないところでございますけれども、これに並行しまして日常生活用品の買い回りにも不便するといったような状況が確実に増加している状況でございます。ガソリンスタンドの過疎化傾向は日常買い回り品の日常生活用品の調達にまで影響しておるといふふうに考えられております。そういった意味から、燃料供給のみならず地域の日常買い回り品も含めた対策という観点から、いま一度市長の方針と申しますか、先ほど述べていただいたんですけども日常生活の安全・安心を確保する上での所信をお伺いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市の町のように高齢化の高いまち、お年寄りの方の日常生活の安定を図るということは非常に大事な話であり、また大きな課題でもございます。

議員御指摘のように、私はまずは老人の方々が自分で買い物に行き、自分で病院へ行くというシステムが大事だと思っております。このため皆さんの協力を得て一昨年、お太助ワゴンを運行したわけですが、これを運行してもまたさらに今後は地域で買い物は近くがいいとかいう方も出てこられます。こういう今このガソリンスタンドの問題だけじゃなしに、総合的にこういう問題もこれから検討していきたいと。物品を家まで届けるとか、人の移動についてはこのたび保障したわけですが、物品の移動も広義に考えてこういうことも可能な限りどういう仕組みができるのか、また検討していきたいとかように思っております。いろんな仕組みの中でお年寄りが安心して暮らせる仕組みを構築していきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 冒頭の質問に対しましては、今2度に渡って答弁をいただきましたが、まさに市長の答弁のとおりだろうというふうに私も考えておるところでございまして、何もガソリンが給油できないから、あるいは灯油がないからといったようなことはもちろんでございますけれども、そのみならず地域の生活あるいは相対的なその地域の疲弊、こういうようなものを醸し出す1つの要因となってくるのではないかとというふうに考えておりますから、ただ今市長の答弁にありましたように、総合的な考え方の中でこれをサポートしていくということについてはまさに同感でございますので、今後ともその考え方を維持していただきますよう要望をしますのでございます。

2番目に関連してお伺いをいたします。次の質問でございしますが、これも答弁はおおむね似たような答弁をいただけるものとは思っておりますけれども、美土里町の生桑地域におきまして、燃料供給不安定地域対策事業の取り組みが、現在振興会とともに行われておりますけれども、この実態については担当部局のほうから市長のほうにもお話があったとは思いますが、安芸高田市の行政としてその支援策等については現在のところどのようにお考えであろうかお伺いをするものであります。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 美土里町生桑地域のガソリンスタンドでの取り組みについてのお尋ねでございまして。

生桑地域では広島北部農協が設置をされているガソリンスタンドが、地下タンクの老朽化による油漏れの危惧から閉鎖が決定され、地域の要望を受けた生桑振興会が、施設の譲渡を受け存続されることとなっております。このガソリンスタンドは、設置から40年が経過し、存続するに

は地下タンクの整備が必要で、その対応等の検討をする中で、経済産業省の燃料供給不安定地域対策事業補助金の採択を受けております。地下タンクの入替え等施設整備に補助金を受けることができるとなり、施設整備の資金を確保することができましたので、現在、施設整備の設計を行っておられ、今年中には新たなガソリンスタンドの営業を始める予定となっております。

この補助事業につきましては、事業実施を行う代表団体と地方公共団体、関係団体が共同体を組織し事業を推進することとされておりますので、生桑地域の事業では、生桑振興会が代表団体となり、市や広島北部農協等が共同体を設置し、それぞれのノウハウを活用し円滑な事業展開を図ることとなっております。

市としましても、生桑振興会が実施されます施設整備など、補助事業が円滑に実施できるよう支援してまいりたいと考えております。私といたしましては、今後安定的に経営が、運営ができるような指導を含めながら支援もしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 答弁をいただきました。実はこれも先般の中国新聞紙上だったんですけれども、高宮町の川根の地域におきまして地域振興協議会の取り組み事例が紹介されておりましたので、その後私も当地に赴きまして、その実情を聴取あるいは視察をさせていただいたということでございます。

基本的に地域の課題はみずから考えて生きるということでございますので、そういう信念がベースに流れておるということが一番大事なことなんだろうというふうに考えさせられております。やはり川根地域におきましては19集落、230戸余りの皆さん方がその協議会を立ち上げられまして、それは振興会よりまた別個によろず屋・油屋運営協議会というものを立ち上げておられました。基本的に流れているものは、やはりみずからの手でというところが一番心に残りましたし、大切なことなんだろうというふうに思っていたところでございます。

何よりもソフトとハードでは、ソフトの部分が先行していくことが地域づくりの大きな第1歩であるというふうな考え方を持っておるところでございます。一口に行政的支援策をというふうに申し上げますけれども、これはあくまでも補助金制度などの物、金といった部分を申し上げる気は私にはございません。いかにその地域が住みやすいものであるかといったような企画の立案、あるいはそれにどう行政がかかわっていくかというような部分が最も重要なところであろうというふうにいつも考えておまして、まさに今回の生桑振興会を中心におきました生桑SSサポートコンソーシアムというふうに呼ばれておりますけれども、コンソーシアムイコール複数の共同体ということでございますから、それは市であったり生桑振興会であったり、あるいはJA高田さんであったりと

いったようなことになるんだというふうに理解はしておりますが、非常にそういう共同体として取り組むということはその取り組み方がソフト事業を中心として、先にそのシステムを考えていくといったような観点からすれば非常に先駆的な取り組みだろうというふうに考えておりました、これこそ市と地域との協働のまちづくりの1つの大きなサンプルではないかというふうに私もとられておるところでございます。

先ほどもお話ございましたので、経済産業省のほうからの採択もなされたということでございますが、金銭的にはまだまだこの補助事業では足りない部分もあろうというふうには考えておまして、その支援策も今後考えられるであろうというふうには考えますが、石油製品に加えて地域の食糧、日用品あるいは農業資材などの販売も兼ねたガソリンスタンドと店舗を有する複合型の施設の整備は地域として期待の大きいものがあるであろうというふうに私もとらえておるところでございます。このことは先ほども市長の答弁の中にもありましたが、お太助ワゴンなどの公共交通の便の待ち合わせ場所も兼ねて地域住民の触れ合い拠点、あるいは談話の拠点というふうなとらまえ方もできると思うのでございます。地域経済の自立を側す役割としての行政がイニシアチブをとって行政支援をしていくということは地域にとっては非常に大きな頼りになるというふうに考えられます。一口に言いますと、ソフトを先行させてハード事業が追随する。つまりソフト先行、ハード追随型の行政を今後とも進めていただきたいというふうに思っておるところでございます。先ほど支援策の話についての答弁をいただきましたが、私の考えるこのソフトが先行してハード事業がその後をついて追随してくるという考え方については、市長のお考えはいかがでしょうか。お伺いを申し上げます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ソフト先行ということでございますけど、先ほども申しましたけど、地域のまちづくりに対する取り組みですよね。このことをしっかりと我々も耳を傾けていきたいと。我々基本的なことは山ポンプの迎え水のような役割をしてあげたいと思うんですね。迎え水をやってから後からこれをしてもらえれば地域の運営によってちゃんと自立していきますよと。こういうことにならないと困るんで、我々はこういうようになるようなシステムの指導とかこういうことをしていきたいと思っております。決して逃げるといふんじゃないしに、その地域に安定してこういうようなシステムをつくっていききたいと。このたびも池田のガソリンスタンドの件でも物を売ってるコープとの一緒に経営ということを、こういう取り組みとかですね。油売るんならそこの道路、吉田邑南線を通ってる人にも売りたいというんで、だったら隠れ隠れでなしに、ちょっと表へ持たせてもいいんじゃないとか、こういう提案を今しているところでございます。どっちにしても安定して池田地区の人がこの事業によって安定してこういう仕組みをつくってもらうことは、地域の拠点にもなったり

まちづくりの推進にもつながるんで、しっかりこういう意味でも応援していきたいと。ただ何度も言いますが、行政ありきで赤字になったら行政が出すんやというんじゃ困るんで、そこらのところを一緒になって、さっきソフトと言われましたけど、そういうレベルの段階でお互いに検討していきたいとかように思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

このたび国の補助金があるかどうかと言ってるんですけど、あるとかないとか関係ないことなんで、あろうとなかろうと地域のこういうような振興につながるようであれば、やっぱり我々もサインしていきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 まさによく心得ておられると言いますか、地域づくりと行政のあり方、あるいは地域に対する行政のかかわり方というのはまさにそういうことでよかろうかなというふうには思っております。ぜひともあらゆる行政施策の面において、ただいま市長答弁ありましたように、あくまでもその呼び水的役割を果たしてその地域が自立して行けるのを支援していくのが行政の立場であろうというふうにお答えでしたので、私もそのように思っておりますから、ぜひともその姿勢をいつまでも保っていただきたいということを申し添えまして、この質問を終わります。

次でございますけれども、次につきましては4月7日だったと思いますが、急遽東日本大震災に対します本市の支援の姿勢を大きく表されたということでございまして、その名も安芸高田市小学校まるとと集団疎開支援プロジェクトということでございました。同日説明も受けましたし、臨時議会も開かれて一般財源すなわち財政調整基金から1億2,400万円の予算を計上されて、なおかつこの受け入れ期間については平成23年4月もしくは5月ごろからおおむね1年間をめどにこの事業を実施していくということでございました。確かに我々議会としましても、その意向には大いに賛成をし、この議論を積み重ねながら応援もしていく必要があるんだろうというふうに考えておったわけですが、こと本日にいたりましてその状況がいかになっておるのかということにつきまして、市長と教育長に答弁を求めます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市小学校まるとと集団疎開支援プロジェクトについての御質問でございます。

発生直後、県下で1番早く安芸高田市がこのことを宣言したわけでございますけど、このことは安芸高田市のこの善意の気持ちは全国にちゃんと伝わっているものと私は自負しております。

4月7日の臨時会におきまして関係補正予算を可決いただいたとき、4月12日には私と藤井議長、佐藤教育長の3名で、広島県知事及び県教育長

に直接受け入れを表明すると同時に、広島県あるいは広島県教育委員会として必要な支援についての要請を行ったところであります。

相手方が学校であることから、基本的には広島県教育委員会を東北3県へ向けてのパイプ役として、安芸高田市の受け入れに伴う情報を発信してまいったところであります。

しかしながらこの間、具体的な要請は無く様子を見守ったところ、8月1日付で岩手県陸前高田市の副市長さんに、内閣府から就任された久保田崇氏に本市職員の知己があったことから、他の支援を求め本プロジェクトについて、総務部長を含む2名の職員で現地を訪問し、久保田副市長に直接お会いできる機会を得ることができたところであります。

久保田副市長との面談では、「震災により教育課程におくれが出ていること」や「遠くへ送り出す親としての抵抗感」などが、集団疎開に対する障害になっていることなど、率直な意見交換ができたと聞いております。

安芸高田市として直接現地に赴き働きがけをする中で、短期の受け入れについても可能であることなどの表明もいたしましたが、現時点では宮城県及び岩手県には、集団疎開を必要とする要請はございませんが、今回の支援に対する安芸高田市民のあったかい善意な気持ちはこれからも伝えていきたいと思っております。

今後におきましては、もうしばらくプロジェクトをこのまま維持しつつ、いつまでも受け入れできる体制で、見守ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほど、小学校まると集団疎開につきましての大きな流れは市長さんが答えられた通りでございます。最後のところで今後におきましても、しばらくプロジェクトをこのまま維持しつつ、いつでも受け入れる体制で見守ってまいりたいと考えておるといふふうに市長さんお答えになりましたけれども、途中で1件こういう話がございました。

修学旅行で東日本のほうから仮に広島県に来て、安芸高田市の少年自然の家を宿泊にして宮島それから平和公園、あるいは石見銀山等の視察を修学旅行で行うというような時にはどうだろうかという正式な話ではありませんけれども話がございました。その時には市長にも相談をいたしまして、仮にそういうふうなことがあった場合には、小学校まると集団疎開ではないけれども、検討に値するというのを答えたところでありますが、なお行き帰りの旅費につきましてはすべて県の教育委員会のほうがみるという話もございました。その後につきましては、このことについては一切話はございません。先ほど市長が答えましたように、いつでも受け入れる体制ということについては、我々のほうも覚悟しておるところであります。以上であります。

○藤井議長 以上で、答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 ただいま市長、教育長のほうから答弁をいただきましたけれども、我々とすればいち早くそういう姿勢を安芸高田市行政としても表したということ。あるいは財調を取り崩して1億2,400万円をここに計上したということ。議会としてもそれに全員で賛同したということ。こういうことでございますので、これまでいろいろ努力はされておるでしょうけれども、結果としては明らかな成果とはなっていないというふうに見受けられるのかなというふうに思いました。なおかつしばらくこの様子を見ながら今後維持していくということでございますから、時あたかもこれから冬の時期に入ってまいりますし、非常に厳しいその現地の様子だろうというふうにも思います。そういったことも含めてまだまだいつでもその受け入れ態勢は整えておりますよといったようなことをこれからも引き続きPRしていただいて、せっかくこうして大きな受け入れ態勢をつくっていただいておりますので、ぜひともそれを何らかの形で成就させたいというふうに私も願っておりますのでございます。

先ほど教育長のほうからもありましたが、修学旅行等々の受け入れであったり、あるいは私で思いますと、山村留学当たりの考え方もあるのかなというふうにも思いますが、そういった今回まるごと受け入れるという形を少し形は変わるにしても、このプロジェクトが一定の成果を出していけるように願っておりますので、最後にその旨申し添えて私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、水戸眞悟君の質問を終わります。  
この際、2時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
15番 金行哲昭君。

○金行議員 政友会、金行でございます。通告のとおり、主に3点ほど質問させていただきます。

まず初めに、次期市長選挙について質問させていただきたいと思えます。平成20年度4月に本市2代目の市長として就任されました浜田市長。地域格差のバランスのとれた施策の実行、市民の声を大切に安心して暮らせるまちづくりをスローガンに着実に実施されてきました。

また今後4年間も同僚の質問にもございました財政も非常に厳しい任期であります。決断力と実行力を発揮され、引き続きされることを望みますが、次期市長選挙に対して進退の決意をお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。



○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えいたします。

来年4月に任期を迎えます安芸高田市市長選挙に当たり、私の進退についての御質問であります。

まず冒頭申し上げますことは、残された7カ月をこれまでと同様に全力投球して職務に全うしてまいりたいと思っております。市長という任期を伴う職務は、限られた期間をいかに緊張感を持って市民の皆様方の負託に応じていくということを肝に銘じて、頑張っていきたいと思っております。このことは私の政治姿勢の基本となるものであります。

次に、次期市長選挙へ向けての私の決意についての御質問ですが、この時期私ごとにかかわることを公式の場で申し上げることは適切かどうかわかりませんが、一般質問としてお尋ねでございますので、あえてお答えをしたいと思います。

私が市民の皆様方とお約束いたしました政策、マニフェストにつきましては、多くの市民の皆様方、議員の皆様、職員の皆様方の御協力のおかげで、ある程度の成果を出すことができたと思っております。改めて皆様方に感謝を申し上げたいと思っております。しかしながらさらに、事業の効果を高め充実をしていくには多くの課題が残っております。従いまして、引き続き皆様方の負託を受けることができるのであれば、マニフェストの集大成は無論のこと、行財政改革による健全財政を前提とした新市建設計画を推進するため、次期市政を担わせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今残りの7カ月、また次期市長選挙に向けてもまだまだやることがあるという力強いお答えをいただきましたので、次の質問に移らせていただきます。

まず、東日本大震災が起きまして、先ほども同僚議員が半年、6カ月が過ぎてまだまだ痛ましく被害に遭われた方がいらっしゃいます。また先日の台風で非常に被害に遭われて大変な災害ということの中で、今までに起きたことのない大震災、築き上げた社会構築、大きな疑問、不満、不信等を浮き彫りにし、社会環境等の価値観という何事も物差しでははかれないほどの災害でございました。経済を優先する社会でございます上にも、厳しい中に安全・安心社会という口は出せますが、そのようになってない現在。この震災にとって天罰とか言われた方もございますが、社会環境の整備がこれでいいのか、考え方がこれでいいのか深く考えさせる震災ではなかったかと思えます。

今回の東日本大震災に対して行政の長とし、行政課題が、施策が、仕組みが、考え方がちょっと変わってきたのではないかというところを私が思うんですが、そこらを市長のお考えをお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 東日本大震災を踏まえ、市長として行政課題に取り組む姿勢についての御質問でございます。

東日本大震災の発生から半年が経過する中、昨日の新聞報道によりますと4,100名余りの方が、いまだに行方不明で、いまなお懸命の捜索活動が進められております。

また、9月3日には台風12号が、四国沖から山陰沖を縦断し、四国、近畿地方を中心に河川のはんらんや土砂災害により、大規模な災害が発生し、たくさんの生命財産が奪われました。昨今、全国各地で発生する災害は想像を超えており、行政だけでは十分な対応ができないということを変えて認識をする次第であります。

このような大災害が発生する中、阪神淡路大震災では、自力で脱出した方と、家族や友人、隣人等に救助してもらった割合は約98%であったとの報告があります。改めて自主防災組織の充実を推進していくことを強く感じたところであります。

自主防災組織との連携をより充実をさせるために、次の三つの柱が重要と考えております。一つは、自分自身・家族・財産を守る「自助」の精神。二つ目は、災害発生時の初期救助活動等における「共助」の精神。三つ目は、公的機関の災害支援活動における「公助」の精神。この自助・共助・公助の三つ柱が相互の役割を担うこと、またこの役割を充実をするため、行政としてより正確な情報を収集し、迅速かつ的確な情報を伝達することが必要と考えております。

いずれにしましても、市民の防災ニーズが高まっているこの時期に、自主防災組織の確立や、いま一度安芸高田市の防災点検を実施し、市民の方々がわかりやすく理解してもらえるよう広報することが大切と思っております。いずれにいたしましても、行政の重要な課題として改めて強く取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 市長もこの東日本大震災の件については非常に深く考えていらっしゃるのかもしれませんが、これは市長、現実に起きたのは我が市には津波とかいうのはないということですが、地震、大雨というのは絶対ということはないですね。その中で今いろいろ市長としては、長期総合計画も上がって具体的に総合計画もつくってます。この現実を踏まえて、この中の安芸高田市の展望を見る上で着眼点を変えていかないといけないという、今も答弁があったんですけど、変えていかないけん分があるのではないかとことを私は考えさせられる。その点は、長期総合計画も今までできたのも、震災の以前でございましたので、そういうことを考えての変更とかいう着眼点を変えていくという考えはあるのかなのか、お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、我が長期計画合併前の時に協議されております。非常にこういうような大きな大震災とかを想定した長期計画でございませぬ。これを踏まえて、安芸高田市のバージョンとしていま一度環境の問題、それからエネルギーの問題、それから危機管理の問題については検討していく必要があろうかと思っております。

また先ほど同僚の議員の方々が人口の減に対する課題もございませぬけど、これは今始めてませぬけど、あわせて検討をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 我々議員としても長期総合計画を出して、金太郎飴の存在ではなく、議会も議決の責任として深く追求し、また考えていかないけんと思信をしたところでございませぬ。

次に、情報の扱いについて市長の見解をお聞きします。人間の情報操作、情報公開。今回津波による原発事故、また中国の列車事故の情報扱いについて、見解、公開に対する考え方。行政としての平素の情報に対する考え方。この情報はすべて出すのか、それとも行政としてやっぱり蓄えていかねばいけない情報もあるのか、私はちょっと考えてみました。

1つは、行政情報はオープンにする。それは当然でございませぬ。オープンにしての利点。2つ目は、やはりすべてを出すいうて、情報には秘密、出していいものか。この情報を皆すべて出して、市民を動揺してはいけないという情報。またこれ3つ目には、利益の保護の情報とプライバシーの情報等があると私は考えておるんです。その今3つ言ったところの情報、特に利益と保護のプライバシーの保護の情報というところがございませぬ。その点、市長どう考えておられますか、お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えします。

情報についてはオープンにすべきもの、秘密が必要なもの、プライバシーとして守秘義務として保護しなくちゃいけないものもございませぬけど、行政は基本的にはオープンでございませぬけど、そうかといって市民の方々に不利益を与えちゃいけないということで、保護的に保護されている情報がございませぬ。こういうことを見きわめながら、情報のオープンをしていきたいとかように思っております。

具体的にはどういうものがあるかというのは、担当部長のほうから説明いたしますけど、私はこのたびのいろんなふるさとの応援の会にしても、民生委員さんの自宅の訪問にしても、プライバシーが優先をすると事業ができなくなってくるということがあるので、その辺を的確に見きわめて市民の方が迷わんような指示をしていくことが大事だと思っております。

ります。保護するばかりで行政の推進ができませんのでは困りますので、我慢していただくもの、こういうことをしっかり見きわめながら情報に対する扱いをしていきたいとかように思います。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 まず公開すべき情報などの基準という御質問でございますが、個人情報につきましては条例で保護されております。これを公開するに当たりましては、個人情報保護審査会、こちらにかけまして出せる情報、出せない情報を判断しておるところでございます。

また秘密にしなければならないという情報でございますが、これは市にとりまして不利益になるような情報、あるいは相手方に損失を与えるような情報、これらは当然秘密を守らなければいけない情報であろうと考えております。

いずれにいたしましても、災害などによって人命、財産に被害が起こり得ることが想定できる場合は、これらのことを考慮しながら公開すべき情報は公開するということになろうかと思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 原則として、情報というのは市民に伝えるというのが原則でございますが、それによって今部長がおっしゃった不利益があってはいけない保護の観点からということもございしますが、原則的な情報は出していただきたいというのは市長も答弁でありましたように、その情報について、やっぱりこれ日ごろからの情報に対しての職員に対しての教育っていうんですか、行政職員に対しての指導というのが非常に必要になってくるんだろうと思うんです。その点どう考えておられますか。お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 職員に対する指導の問題でございます。

公開を原則とした的確な情報を出せるよう、今周知徹底を図っておりますけれども、まだ不十分なこともございますので、これからも図っていきたいと思っております。そのためには私も含めた情報に対する勉強不足のところもございしますが、勉強を重ねながらちゃんと個人に対して不利益にならないように、まちにとって利益になるような展開を図っていききたいとかように思います。よろしくお願いします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 まさしくも情報は今からの安芸高田市の生命線でもございます。光も引いて情報を密にし、また情報によって地域が発展し、若者定着となるように念願しまして、私の質問は終わらせていただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

14番 青原敏治君。

○青原議員 14番、あきの会の青原敏治でございます。

質問の前に、先般の台風12号で多大なる被害を見舞われ被災をされた方々に対し、お見舞いを申し上げますと同時に、また1日も早く復興を願うものであります。

それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。災害時の対応について、避難所に避難された方々の対応についてお伺いをいたします。

避難勧告の場合には対応ができていますと思いますが、自主避難をされた方についてどのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の、青原議員の自主避難された方の対応についての、御質問にお答えをします。

自主避難とは、災害時に身の危険を生じた場合、自主的に判断をして一時的に避難場所へ避難することを自主避難と思っております。災害対応につきましては、「自助」「共助」「公助」の観点から自主避難は、自助の部分であると考えます。現在、進めております自主防災組織の活動の中で、この自主避難に対する早期の行動を強く推進をしているところであります。

議員御指摘の自主避難者に対する対応でございますが、自主避難は、一時的な避難と考えており、避難に際しては、必要最低限の準備を行い避難をしていただきたいと考えております。

市といたしましては、避難者の情報把握や安否確認を行うとともに、災害の発生が予想される場合には、状況にあった避難場所への誘導を行うとともに、長期の避難が予想される場合には、避難生活に必要な物資である毛布や食料等の調達を行っております。よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 ありがとうございます。それはマニュアルどおりで答えられたんだというふうに私は思いますけど、今回の台風につきましても、安芸高田市は幸いにしてそれほどの被害がなかったように聞いております。

ただ我が八千代町につきましては、1名の方が自主避難をされたということも聞いております。その方に対しても、避難場所についてはかぎは開けてあると。開けて入って避難をされておるんですが、職員もおらな、だれもおらんと。その夜を1人で過ごされたという状況にあるわけですね。そういうときにやはり、災害に対する意識というのが、自主避難するということは自分の身が危ないということで自主避難されておるということですから、災害に対してはかなり関心を持つとってだろうと思うんです。そういうのを全市的に広げていかないといけないんじゃないか

というふうに私は思うんです。そうすることはやはりそこに例え自主避難であろうと、職員さん、あるいは地域の方々、そういう人たちがちょっと行ってどうなんやこうなんやいう話を、寂しい思いをされておると思うんでそこらあたりの心配りを気配りをさせていただきたいというふうに思います。

できれば避難勧告を受けて避難された方々と同じような、そこまではいかんにしても同等ぐらいの手当てをしていただければというふうに私は思います。

先般も9月1日に防災の勉強もさせていただきました。その時にも講師の元広島県の防災危機管理官、籠田さんというのがおられるんですが、来られて講演をされたんですが、まさしくやはり宣伝、PRをしていかに市民の方に関心を持ってもらえるか、そのことが防災減災につながるんだというふうに言われておりました。まさしく私もそのとおりだろうというふうに思います。そのためにもやはりそういう避難された方々に対して、分け隔てなく手当をしていただきたいと。それが口コミによって市民の方に広まっていけば防災に関心がでるんじゃないかろうかというふうに私は思います。

今度10月2日には防災フェスタもあるようですので、そこらも含めた啓蒙活動をどんどんしていけないけんんじゃないかなというふうな思いがするんですが、そこらあたりの市長の見解をお伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 自主避難につきましては、このたび勇氣ある市民の方々、歓迎をしております。この方々が寂しい思いをせんようにやっぱりしていくことは行政の課題であるんで、検討の課題にさせてもらいたいと思います。当然差があってはいけないので、避難された方も安堵して帰ってもらうような大きな仕組みをつくっていきたくて思っております。

安芸高田市は非常に防災的に安全な土地なので、今までこういう避難に対する意識が薄かったということになっております。このたびの阪神大震災とか東日本大震災とか、突発的なことが起こってきますと、私のほうも何とかまた異常が起こるんじゃないかという危惧もしていけないけんと思います。市民の防災意識が高まっているときに、やっぱりこの地震などについてはこれからも啓発をしていけないけん。またそのためにはこの自主避難をしやすいような仕組みづくりも大事と思っております。行政は、避難勧告をする勇氣を持っていきたくて。また市民の方は避難する勇氣を持ってもらわないけん。これ当たり前のことじゃが、今まで安芸高田市じゃ当たり前じゃないので、こういう時代に入ってるんじゃないかと思っております。

議員御指摘のことにつきましては、大切なことなんで早速検討をしていきたくて思っています。安心して避難できるようにしていきたいと思っております。このたび職員の幹部会の訓示でも言うたんですよ。安芸高田市は手

ごたえがあったと。八千代で1名、甲田で3名の方々が自主避難されたということがありまして、このことは非常に重要視せないけんことであって、歓迎せないけんことだと思っております。どうも貴重な御提言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 まさしく今市長が言われたとおりでろうというふうに私も思っております。やはり避難勧告を出す勇氣、また市民の方々の避難をする勇氣、それが1番大事だろうと私もそういうふうに思っております。

これからも自然災害というのはやはり防ぎようがないというふうに私は思うんです。それをじゃ起きた時にどうするかと、その対応をどうするかということをしっかり検証していただいて、市民の安心・安全のために努力をしていただきたいと思います。要望しまして、私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。



午後 2時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員